

給スルモノトス

第三十三条 凡ソ會議ノ議案ハ委員之ヲ発付スヘシ

第三十四条 集会ハ左ノ事件ヲ議スルモノトス

一、組合規約改正ニ関スル事

二、組合委員ノ進退ニ関スル事

三、茶業上一切ノ利害ニ関スル事

四、組合ニ係ル費用ノ事

五、取締所ノ経費及組合ニ係ル費用徴収ノ方法

第三十五条 議會ハ委員ヨリ前年ノ事務顛末ノ報導ヲ受ケ且各費用ノ決算報告ヲ調査スヘシ

第七章 雑 件

第三十六条 組合員ハ茶業製造高及ヒ売買ノ数量金高共其時々帳簿ニ明記シ置キ臨時委員ノ調査ノ用ニ供スヘシ

第三十七条 当組合ニ係ル費用ハ組合員ノ協議費ヲ以テ支弁スルモノトス

第三十八条 此規約書ハ県庁ノ認可ヲ経テ履行スルモノナレハ之ヲ改正増補スルノモ亦県庁ノ認可ヲ受ケルモノトス

西白河郡茶業組合員名(関係町村ニ属スル者ノミ抜粋)

矢 吹 村 石 井 皆 兄

同 長 尾 半 次 郎

同 横 川 栄 二

同 会 田 物 左 衛 門

同 佐 久 間 半 次 郎

同 会 田 嘉 助

同 小 林 繁 吉

同 今 井 八 十 吉

中 畑 新 田 村 小 針 重 雄

中 畑 村 遠 藤 七 兵 衛

同 小 針 七 左 衛 門

同 清 原 巨 学

(「県庁文書明17「茶業組合一件綴」抜粋)

6 商 工 業

三八四 (明治三年生産元基金御下渡願)

謹而奉願歎願候

私儀今般当御県下石川郡矢吹村大沢屋鉄五郎方へ逗留仕逗留中

綿商道ヲ以渡世仕度候

奉願上次ニ生産元基金御下渡之儀をも奉願歎候始終ハ村若松表斗

南藩御布告之旨今般

天朝より斗南藩江出格之御詮義ヲ以米金更ニ下賜一人格五両ツ、

御配分旅費家作共右金高ヲ以悉皆所賜如何躰ニも生産ニ不基候而ハ不相成義ニ有之旨厳重被仰渡候旨右ニ付婦農商夫々望ニ付テモ前頭御下金御割合十五兩之内よりは是迄御拜借米返納之分差引殘金産業元基として御配分被下候旨ニ付若松を除キ府藩県何レ之地ニても話計可被仰付候間望之者ハ申出候様御布告ニ付私義當御管轄地石川郡矢吹村大沢屋鉄五郎与申者兼而親類之者ニ御座候間同人倚り同方にて生産相立申度斗南藩江願達仕候処書面請人証書ヲ添ヒ

天朝江被仰立御聞届之上ならてハ難被及御沙汰自力ヲ以被越約定取究之上尚申出候様ニ付札御差図ニ付十月十八日矢吹村へ罷出鉄五郎へ話計方対談仕候処右賜金ニ基キ綿商道ヲ以生産ニ基候様世話致呉候旨ニ約定取究同月二十二日若松表へ立戻り前頭約定書一同尚又願達斗南藩聽届之上閏十月二日矢吹村へ罷越同方へ逗留仕右逗留中綿商職ヲ以渡世仕度段奉願上次ニ賜金御下渡之義をも奉願上置候処今般御調申之旨庄屋ヲ以御沙汰被成下置奉畏候然処素より斗南藩ニ而謹慎被免候後一□面指持ニ而各自之商職ニ取就兼候ニ付

天朝江前々御歎願被成候義之処今般出格之御義ヲ以更ニ下賜候御配分金ヲ以如何躰ニも生産ニ不基候而ハ不相成此上ハ等閑ニ相心得候而ハ厳酷之御処置も可有之旨民部省より之御沙汰も有之是迄話計ニ取就居候上之義ニも無御座専右賜金ニ基キ何レ之道新ニ生

産相立勉勵如何躰ニも取渡実効相表申申度見込ニ而矢吹村へ罷越候義にて余之蓄金とて一芥可有様無御座着後三句之内生産ニ基兼候而已なら須身ニ纏メ衣服之内折折上着之類追々売充候

日々之活路ニ御配仕最早進退行迫り飢渴之境ニ立至り申候間往々天朝元來之御主意ヲ取失終ニ生産ニ基兼候段ニモ立至可申哉ト同夜深ク恐入以□罷在候事ニ御座候処何卒前文之次第柄御憐察被成下置生産元基金御下渡之義御聽濟被下置候ハ、右鉄五郎申談御界之御苦勢筋不奉置候間生産ニ基可申込ニ御座候間厚以御慈悲御下金被成下置度号泣奉歎願候右難相成御義も被為在候ハ、迎も商職を以生産可相見詰無御座候間右庇之御附屬ニても遂り同夜之露命取凌申度奉存候右両条伏而奉歎願候此段宜敷様御披露被下置度奉存候 以上

明治三庚午年十一月

野村木哉

白川県御役所

〔本町 熊田俊一家文書〕

三八五〔明治四年九月売買取引について太政官告諭及白河県回

章〕

從來市在之者共売買取引約定証書認方疎漏より後日異論相生シ難波至候者不少哉相聞候因而諸品売買手附金取引心得方定書今般

別紙之通御国内一般布告致候間地方官ニ於而管下市在之者江右定書之越堅相守候様懇切ニ告諭可致事

辛未九月

太 政 官

別紙之通御達ニ相成候条其村々肝煎役庄屋外役人ハ勿論小前末々迄不洩様村役人より可相触候此廻章村名下令受印至急順達留リ村より可相返者也

未十月三日

白河県庶務局印

別紙御布告諸品売買取引心得方定書之儀相達候条其村之肝煎役庄屋外役人ハ勿論小前末々迄不洩様其村ニ役人より可相触候御布告之通約定書相用候印判ハ身元差配之町村組肝煎役並村々庄屋共ニ而一纏ニ印鑑帳ヲ仕立置何時ニ而も引合出来候様可取斗此段置心得本書銘々写取り取行堅可相守候此廻章村々割付候以至急順達留リ村より相返べきもの也

辛未十月

白河県庶務局印

(後略)

[牛如 岡崎長成家文書]

三八六〔明治七年十月証券印税等の石川会所より回達〕

今般証券印税御規則面説諭并帳簿検査トシテ磐前県十一等出仕

岡田武雅区内巡回候ニ付別紙日割之通各村用掛并小前之内重立候者ハ一同同人旅宿江出頭可致候事

一農商之無別左之銘儀ヲ以一ケ年以上可附込見積金高百円以上取引致候小前ハ帳簿製張之上御規則之通り印紙貼用検査ヲ可請尤兼而帳簿証印願濟ニ而附込高満期之分ハ何連も待參是又検査ヲ可請事

可請事

帳簿上取引之分区別

第一類

一 金銭判取帳

一 質物通帳

一 金銭当座預帳

第二類

一 質物台帳

一 金銭一時貸借通帳

一 諸品損料帳

一 商売品当座借貸通帳

一 金銭預り通帳 但使用ヲ為サ、ル文明無之分

第三類

一 荷物判取帳
一 諸品判取帳

日割

一十一月一日

北大畑村[㊤]

明岡村[㊤]

同新田[㊤]

松崎村[㊤]

中野目村[㊤]

袖田村[㊤]

堤村

中畑村[㊤]

右村々

中畑村江寄[㊤]

中畑新田[㊤]

笠右村[㊤]

成田村[㊤]

矢吹村[㊤]

矢吹新田[㊤]

右村々

矢吹村江寄

右之通至急御達有之度候也

七年十月二十五日

石川会所

小十区 戸長御中

右御達相成候条各村々差支無之儀至急御取計可被成候也

七年十月二十五日

小十区 戸長

右村々

用掛御中

追而早々順達村下令請印留り村より可相返候也

〔新町 佐久間二家文書〕

三八七〔明治一三年〜一五年中畑新田村營業願綴〕

營業願

西白河郡中畑新田村字西浦

一六等飲食店兼旅籠屋 無等商

一無等商兼立場茶屋

一八等卸売商兼小売旅籠屋立場茶屋

一行商

一行商

一行商

一行商

鈴木 儀兵衛[㊤]

頭川 泰順[㊤]

野崎 源次郎[㊤]

根木 みさ[㊤]

渡辺 高次[㊤]

野崎 久助[㊤]

渡辺 伝藏[㊤]

一行商

一八等小売商

一七等陸運業金五百円未済

一八等旅籠屋兼無等商

一八等製造商兼無等商

一無等商

一八等製造無等商業行商鑑札一枚

一行商

一行商

一無等商

一無等商

一行商

一行商

一八等製造無等商

一八等製造無等商

一八等製造無等商

一六等飲食店兼無等商旅籠屋

一八等旅籠屋兼無等商立場茶屋

今般□□□□御改正□□□□記之營業仕度候間御許被成下度此

段奉願上候也

明治十三年十月十七日

右願人物代 佐藤市藏

副頭取 佐久間弥吉

營業願

西白河郡大和久村字

一無等商

一無等商行商鑑札壹枚

一無等商行商鑑札壹枚

一行商

一八等製造無等商

一六等飲食店兼旅籠屋

一八等製造無等商

一七等陸運業

一無等商

一入等製造無等商兼無等商

一八等雜商

一無等商

一八等製造無等商

一六等飲食店兼無等商牛馬宿

小林留吉

木戸伝十

鈴木源治

高田長藏

根本源七

星彦吉

内山久作

木戸庄助

星捨藏

十文字源治

十文字泰吉

星留之助

星ナカ

星清吾

星文七

星文七

星文七

星文七

星文七

一湯屋兼無等商 高田 清右エ門
一湯屋兼無等商 星 伝治郎

今般地方税則御改正ニ付私共前記之營業仕度候間御許被成下度此
段奉願上候也

明治十三年十月十七日

營業願

西白河郡中畑新田村

野崎 源治郎

一八等小売商 但酒類連担百戸以下

右者前記ノ營業仕度何卒御許可被成下度此段奉願上候 以上

明治十四年五月二十七日

右願人 野崎 源治郎㊦

右副頭取 佐久間 源 吉㊦

西白河郡長

亀掛川 尚 辰殿

營業届

西白河郡中畑新田村字西浦百五十七番地

根本 みさ

一行商

右者私シ儀前記之營業罷在候ニ付此段御届申上候也

明治十四年九月八日

右届人 根本 みさ㊦

西白河郡長

亀掛川 尚 辰殿

營業願

西白河郡中畑新田村字西浦二十九番地

佐久間 亀 藏寄留

一無等商外ニ行商鑑札尅枚

前記之營業仕候間御許可被成下度此段奉願上候也

明治十五年一月十四日

右願人 志 け㊦

西白河郡長

亀掛川 尚 辰殿

旅籠屋營業御届

西白河郡矢吹村字西側百十三番地

緑川要助弟当時同村字西側七拾二番地寄留

緑川 安之助

右者本年二月二十八日營業願御届置同年三月十八日ヨリ該營業罷

在候間尚又其際御届可申上之処追々遷延ノ段奉恐入候依テ今般御
届奉申上候 以上

右届人 緑川 安之助[㊦]

副頭取 佐久間 弥吉[㊦]

福島県令三島通庸殿代理

福島県少書記官

村上 楯 朝殿

營業御届

西白河郡矢吹村字東側九番地

迎松右エ門方借家寄留

高根沢伊右エ門

一八等小売商

右者今般頭記之通營業仕候間此段御届申上候 以上

明治十五年五月三十日

右 届人 高根沢伊右エ門[㊦]

同郡同村字東側一番地
収税弁理人 大森直国[㊦]

營業人副頭取 佐久間 弥吉[㊦]

西白河郡長

荒賀直哉[㊦]

三八八〔明治一八年菓子營業免許〕

租第一四九号

中畑村世話係

其村后記之者予テ菓子營業出願之処今般免許鑑札下付相成候条実
印持參来ル九日午前第九時迄ニ受取方当役場第三部へ出頭候様達
方取計此旨相達候事

明治十八年九月七日

矢吹村外十五ヶ村戸長 中葉 重朗[㊦]

記

蛭田 倉之助 薄葉 弥左エ門 富永 武兵衛

岡崎 助次郎 佐藤 定六 佐藤 友藏

小林 角吉

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三八九〔明治一九年売薬行商人の無印紙薬品販売についての

達〕

号外

売薬行商人無印紙之薬品ヲ以テ預薬又ハ入薬ト唱ヒ販売スルモノ
有之趣右者印紙貼用之者ニ比シ幾分カ価格低廉ナルニ甘シ購求致
シ候モノモ可有之候得共素ヨリ規則品ニテ需用者ヲモ証憑取調等

〔新町 佐久間二〔家文書〕

之為メ其筋へ召喚之上尋問可相成モ難計右ハ一時ノ利欲ニ迷ヒ無
 印紙之壳薬ヲ購求シ又ハ預リ置候等ノ義無之様自今可心掛尚是迄
 無印紙之壳薬類購求亦ハ預リ置候者モ有之候ハハ此際購求又ハ預
 リタル年月日方数及製造人姓名等詳細記載速ニ届出候様村内無洩
 諭示可致此段及内達候也

明治十九年一月十三日

西白河郡矢吹村外十五ヶ村戸長 中葉 重朗 朗

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三九〇〔大正七年中畑新田信用組合貸付整理と配当〕

(表紙)

「大正七年四月

組合貸付整理簿

矢吹町大字中畑新田

肥料金整理

中畑新田信用組合印

記

一大正二・三年度貸附肥料代

元利金

一金七拾参円参十壹銭

カキカイ 岡田 岩藏

一金拾八円八十一銭五厘

阿部 平吉

一金二十六円六十八銭

渡辺 由藏

一金参十一円七十七銭

カキカイ 小針 定三郎

一金十六円〇六銭

梅宮 茂平

一金六十円〇六十八銭

カキカイ 佐久間 熊藏

一金三円四十九銭

根本 善吉

一金五拾三円〇九銭

カキカイ 渡辺 嘉右エ門

一金六十二円六十九銭

カキカイ 小針 鶴治

一金十八円三十一銭

カキカイ 根本 熊次郎

一金四円六十六銭

カキカイ 渡辺 善之助

一金四十二円四十五銭

カキカイ 渡辺 正治

一金十円〇三十五銭

渡辺 今朝次郎

一金五十七円九十九銭

野崎 久四郎

一金十九円八十五銭

カキカイ 佐久間 啓三郎

一金六十一円九十三銭

カキカイ 野崎 源之助

一金二十円六十四銭

カキカイ 渡辺 吉右エ門

一金二十八円二十九銭

カキカイ 佐久間 万之助

一金二十三円八十四銭

高久 庄吉

一金四十九円六十七銭

三村 巳之吉

一金七十八円六十四銭

三村 忠助

一金七十四円二十八銭

カキカイ 大寺 平次郎

一金十七円四十三銭

カキカイ 根本 末吉

一金五十円九十二銭

根本政吉

一金十八円十一銭

カキカイ 渡辺清吉

一金三十円二十二銭

カキカイ 高村亀次郎

一金十八円十三銭

カキカイ 野崎金次郎

一金七十五円八十八銭

佐久間名右エ門

一金七円〇五銭

佐久間与市

一金百五十五円十八銭

是外ニ九十円加入

通計金二百四十五円十八銭

右之金円ヲ部落仲間四十六人ニ対シ配当一人前分金五円九十七銭

肥料仲間ノ配当金二十六円三十五銭外ニ部落仲間四十六人ノ配当

金五円九十七銭是二口金

村二百四十一円

五十四円引キ 残百八十五円外ニ九十円加へ

惣ノ二百七十五円

四十六人 一人前五百九十七銭

五円五十九銭五厘

梅宮茂平

根本鉄吉

佐久間慶三郎

阿部平吉

大寺平次郎

佐久間万吉

組合肥料代

三村巳之吉

佐久間平三郎

小針鶴治

小針鎮平

野崎朝吉

佐久間清次郎

渡辺正治

佐久間貞吉

佐久間与一郎

野崎半之助

渡辺由蔵

根本政吉

佐久間伊勢吉

野崎政

野崎軍治

渡辺吉右エ門

岡田岩蔵

渡辺今朝次郎

鈴木辰之助

竹内音吉

野崎源之助

根本末吉

根本善吉

高久庄吉

高村亀次郎

渡辺善之助

佐久間金平

戸倉熊蔵

渡辺嘉右エ門

佐久間与一

大野永蔵

小針清四郎

三村忠助

三村忠治

土田栄之助

小柳仙之助

萱森利助

三村今朝次郎

野崎金次郎

渡辺清吉

惣メ元利金九百十一円〇一銭

是ヲ三十六人ニ分配

一人前二十五円三十銭六厘二毛

(名前は上から下へつづく)
〔新町 佐久間一家文書〕

三九一 〔昭和三年度須賀川銀行狀況〕

株式会社須賀川銀行 昭和三年度下半年

預金高 一七七、一二五円

貸付高 一七八、三六六円

備考 一、須賀川銀行矢吹支店開業

大正七年八月

〔矢吹小「郷土誌」抜粋〕

三九二 〔昭和三・四年度白河業銀行実績報告〕

株式会社白河実業銀行矢吹支店

昭和三年下半年

昭和四年下半年

資本金 六五〇、〇〇〇円

六五〇、〇〇〇円

払込高 三二〇、〇〇〇円

預金高 二二〇、一六四円六

二三一、七五五円

同 口数

七九七

七八四

貸付高 二五〇、九九六円二

二二一、三一四円

同 口数 二九五

現金 二三、八五九円

一〇、八三一円

備考

一矢吹支店開業 大正元年八月ヨリ

〔名前は上から下へつづく〕
〔矢吹「小郷土誌」抜粋〕

三九三 〔昭和一〇年福島県農工銀行金利引下げ通知〕

昭和十年六月十九日

福島市

株式会社福島県農工銀行

熊田了 説殿

拝啓 陳者予而御融通申上候不動産融資及損員補償法に依る御融通金壹千四百円也の利率は年六分の御約定に有之候処分般本年七月一日以降の利息(年賦金中を含む利息に相当する金額)に限り年五分六厘の割合を以て計算せる金額を申受くる事と相成候間自然同日以後の御払込金額は減少可致候に付御諒承相成度此段御通知申上候 敬具

追而万一債務御履行なき為め質権又は抵当権を實行する際には御約定利率(年六分)を以て計算せる金額を債権額として競売申立を為す場合も可有之候間為念申添置候

〔本町 熊田俊一家文書〕

三九四〔矢吹銀行の概要〕

矢吹銀行の概要

所在地 福島県西白河郡矢吹町

創立 大正十年七月

資本金 六〇〇、〇〇〇円（内払込二四〇、〇〇〇円）

預金 六九八、〇〇〇円（引継時）

貸金 一三二、〇〇〇円（〃）

頭取 大木代吉

支店 浅川支店

〔昭36刊「東邦銀行二十年史」抜粋〕

三九五〔昭和三・四年矢吹銀行実績報告〕

株式会社 矢吹銀行

昭和三年下半年期

資本金 六〇〇、〇〇〇円

払込金 一五〇、〇〇〇円

預金高 三七二、二七〇円

同 口数

貸付高 四二八、二七一円

同 口数

現金 四九、八九二円

昭和四年下半年期

資本金 六〇〇、〇〇〇円

払込金 一五〇、〇〇〇円

預金高 三五八、〇四四円三六〇

同 口数

貸付高 四一六、〇〇八円〇一

同 口数

現金 二二、〇五九円一三〇

三九六〔矢吹町商工会規約〕

（表紙）

昭和一二年矢吹町商工会規約

矢吹町商工会規約

（昭和十一年一月五日創立委員会採決）

第一条 会名並ニ事務所

本会ハ矢吹町商工会ト称シ事務所ヲ矢吹町役場内ニ置

ク

第二条 本会ノ目的

本会ニ商工業ノ改善発達ヲ図リ矢吹町ノ繁栄振展ニ寄

与センガタメ左ノ事業ヲ行フモノトス

一 商事研究

一 協同宣伝並ニ売出

一 販売増進施設

一 負担ノ軽減

一 商權ノ擁護

一 商事調停並ニ斡旋

〔矢吹小「郷土誌」抜粋〕

一 店員ノ慰安及優良店員ノ表彰

第三条 本会ハ本町商工業者ヲ以テ組織シ會員名簿ニ登録ス

第四条 役員及顧問

本会ノ機関トシテ左ノ役員及顧問ヲ置ク

一 会長 一名

一 副会長 二名

一 理事 一〇名

一 監事 二名

一 會計 一名

一 顧問 若干名

第五条 役員ノ選出及任期

第一項 役員ノ選任ハ総会ニ於テ選任スルモノトス

第二項

第三項 任期ハ滿二ケ年トシ滿期再選スルモ妨ケナシ

第六条 役員ノ給附

役員ハ総テ名与職トス但シ実費ハ支弁ス尚總會ノ決議

ヲ經テ賞与及報酬ヲ贈与スルコト妨ナシ

第七条 役員ノ職務及權限

第一項 会長ハ本会ヲ代表シ會務一切ヲ掌理ス

第二項 副会長ハ会長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之

レヲ代理ス

第三項 理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ一般ノ會務ニ從事ス

第四項 監事ハ會務ヲ監査ス

第五項 會計ハ會計事務ヲ処理ス

第八条 顧問

顧問ハ重要ナル案件ニツキ諮問ニ応ズ顧問ノ推薦ハ役

員会ニ一任ス

第九条 總會

本会ハ毎年春季ニ定時總會ヲ招集シ事業報告及會計報

告ヲナス但シ會長必要ト認ムルトキハ各會員過半数ノ

同意アル時ハ臨時總會ヲ開クコトアルベシ

第十条 會費

本會員ハ會費トシテ一ケ月金十錢也ヲ本会ニ納入スル

モノトス

但シ集會法ハ年二回六月十二月六ケ月分宛徴収金ス

會長 大木 代吉

副會長 藤田 吉郎

幹事 車田 保三 手嶋 愛五郎 菊地 熊之助

安藤 太市 円谷 政治 長尾 俊雄

仲西 保藏 大野 仁平 宍戸 善四郎

安藤 正雄

監事 菊地 長雄 熊田了 説
顧問 仲西 三良 矢吹 署長

〔本町 熊田俊一家文書〕

三九七〔昭和一三年矢吹商業組合定款〕

矢吹商業組合定款

第一章 総 則

第一条 本組合ハ商業ノ改良ヲ図ル為共同ノ施設ヲナスヲ以

テ目的トス

第二条 本組合ハ矢吹商業組合ト称ス

第三条 本組合ノ地区ハ福島県西白河郡矢吹町トス

第四条 本組合ハ事務所ヲ福島県西白河郡矢吹町大字矢吹字

□□番地ニ置ク

第五条 本組合ハ地区内ニ於テ米穀、肥料、呉服、雜貨、酒

類、醬油及ビ薪炭商ヲ営ム小売業者ヲ以テ之ヲ組織ス

第六条 本組合ノ公告ハ組合ノ揭示場ニ揭示ス

第二章 加入及脱退

第七条 第五条ニ掲ケタル資格ヲ有スル者ハ本組合ノ承諾ヲ

得テ組合員トナル事ヲ得

本組合ハ正当ノ理由ナクシテ加入ヲ拒ムコトヲ得ズ

第八条 本組合ニ加入セントスルモノハ氏名、名称、營業ノ

種類、營業所及ビ引受ケントスル出資口数ヲ記載シタル加入申込書ヲ組合ニ提出スベシ

第九条 前条ノ申込アリタル時ハ組合ハ理事会ノ決議ニ依リ

其ノ諾否ヲ決ス

第十条 組合ニ於テ加入ノ申込ヲ承諾シタル時ハ其ノ旨ヲ申

込者ニ通知シ加入手数料及出資第一回ノ払込ヲ為サン

メタル後組合員名簿ニ登録ス

他人ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ讓受ケタル者又ハ相続ニ

因リ被相続人持分ノ全部又ハ一部ヲ取得シタル者ガ組

合ニ加入スル場合ニハ持分ノ払戻計算ヲ為サズ其ノ儘

被承継者ノ權利義務ヲ承継スルモノトス 此場合ニ於

テハ加入手数料ヲ徴セズ

加入手数料ハ一口ニ付金五十錢トス

第十一条 組合員ハ左ノ事由ニ因リテ脱退ス

一 組合員タル資格ノ喪失

二 死亡

三 破産

四 禁治産

五 除名

第十二条 組合員前条ノ外本組合ノ承諾ヲ得タルトキハ事業年

度ノ終リニ於テ脱退スルコトヲ得脱退ノ申出ハ少クト

モ事業年度末十ヶ月前ニ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ申出アリタルトキハ組合ハ理事会ノ決議ニ依リ其ノ諾否ヲ決ス

本組合ハ正当ノ理由ナクシテ其ノ脱退ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十三条 組合員左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ組合ハ總會ノ

決議ニ依リ之ヲ除名スル事ヲ得

一 出資ノ払込其ノ他組合ニ支払フベキ金銭ノ支払ヲ

怠リ催告ヲ受ケタル後一ヶ月以内ニ其ノ義務ヲ履行セサルトキ

七サルトキ

二 不正ニ組合ノ施設ヲ利用シタルトキ

三 組合ノ事業ヲ妨ケ又ハ妨ケンツル所為アリタルトキ

四 犯罪其ノ他信用ヲ失フベキ行為アリタルトキ

五 第三十四条第三号ノ規定ニ依ル協定ニ違反シタルトキ

トキ

前項ノ決議ハ総組合員ノ半数以上出席シ其ノ議決権ノ

四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ之ヲ為ス

第三章 出資、積立金及持分

第十四条 出資一口ノ金額ハ金二十円トス出資ハ総テ金銭ヲ以

テ払込ムモノトス

第十五条 組合員ノ出資口数ハ一口以上五十口以下トス

第十六条 出資第一回ノ払込金額ハ金五円トス

第二回以後ノ出資払込ハ配当スベキ剰余金中ヨリ払込

ニ充ツルモノノ外毎年十二月末日迄ニ出資一口ニ付金

三円宛払込ムモノトス

第十七条 出資ノ払込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ払

込ムベキ金額ニ対シ日歩四銭ノ割合ニ相当スル金額ヲ

延滞金トシテ徴収ス

第十八条 本組合ハ出資総額ニ達スル迄毎事業年度ノ剰余金ノ

四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツモノトス

第十九条 出資口数ヲ増加スル場合ニハ増口手数料ヲ徴収スル

コトヲ得

第二十條 増口一口ニ付手数料ハ金五十銭トス

第二十条 加入手数料、増口手数料、延滞金及第二十七条ノ規

定ニ依ル払戻ヲ為サザル持分額ハ之ヲ準備金ニ繰入ル

ルモノトス

第二十一条 本組合ハ準備金ノ外剰余金中ヨリ其ノ百分ノ一以上

ヲ別途積立金トシテ積立ツルモノトス

第二十二条 準備金及別途積立金ハ損失ノ填補ニ充ツルモノトス

但シ別途積立金ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ臨時緊急ノ支

出ニ充ツルコトヲ得

第二十三条

準備金及別途積立金ハ總會ノ承諾ヲ經タル方法ノ外
之ヲ利用保管スル事ヲ得ス

第二十四条

本組合ノ財産ニ対スル組合員ノ持分ハ左ノ標準ニヨ
リ之ヲ定ム

- 一 出資ニ対シテハ払込済出資額ニ応シテ之ヲ算定ス
- 二 準備金及別途積立金ニ対シテハ払込済出資額ニ応
シテ事業年度毎ニ之ヲ算定加算ス
- 三 其ノ他ノ組合財産ニ対シテハ払込済出資額ニ応シ
テ之ヲ算定ス
- 四 本組合ニ損失アリ未ダ填補ヲ為ササル前持分ヲ払
戻ストキハ別途積立金ニ対スル持分ニ按分シテ控除
シ其ノ別途積立金ヲ以テ足ラサルトキハ準備金ニ対
スル持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス

- 五 本組合ニ損失アリタルトキハ之ヲ填補シタル財産
ノ科目ニ対スル持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス
- 第二十一条ノ規定ニ依リ別途積立金ヲ臨時ノ支出ニ
処分シタル場合亦同シ

六 本組合財産カ出資額ヨリ減少シタルトキハ払込済
出資額ニ応シ持分ヲ算定ス

第二十五条

組合員ハ組合ノ承諾ヲ得タル場合ニ限り組合員又ハ

本組合ニ加入ノ承諾ヲ得タル者ニ対シテノミ其ノ持分
ノ全部又ハ一部ヲ譲渡スル事ヲ得

第二十六条

持分ノ譲受人ハ其ノ持分ニ付譲渡人ノ権利義務ヲ承
継ス

第二十七条

組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ払戻ハ払込済出資
額トス

但シ組合財産カ払込済出資総額ヨリ減少シタル場合
ニ於テハ第二十四条第三号ノ規定ニ依リ算出シタル
持分ニ相当スル金額トス 除名ニ因ル脱退ノ場合ニ
於テハ前項ニ定メタル金額ノ半額ヲ払戻スモノトス
死亡其ノ他總會ニ於テ己ムコトヲ得サルモノト認メ
タル事由ニ因ル脱退ノ場合ニ於テハ其ノ持分ノ全額
ヲ払戻スモノトス

第二十八条

持分ノ払戻ハ事業年度末ヨリ三箇月以内ニ之ヲ為ス
但シ脱退者カ組合ニ対シ債務ヲ有スルトキハ其ノ完済
ニ至ル迄持分ノ払戻ヲ停止スルコトヲ得

第四章 剰余金ノ処分及損失填補

第二十九条

一 事業年度ニ於ケル総益金ヨリ総損金及従来ノ損失
金ヲ控除シタルモノヲ剰余金トシ準備金別途積立金ヲ
控除シ尚残余アルトキハ組合員ニ配当スルコトヲ得
但シ組合員カ其ノ出資ノ払込ヲ終ル迄ハ之ニ配当スヘ

キ剰余金ヲ其ノ払込ニ充ツヘシ

第三十条 剰余金ノ配当ハ其ノ剰余金ノ生シタル事業年度ノ終リニ於ケル組合員ノ持分ニ応シテ之ヲ為ス 但シ其ノ率ハ年六分以下トス

前項ノ配当ヲ為シ猶剰余金アルトキハ事業年度内ニ於テ組合員カ本 合ニ支払ヒタル手数料、保管料其ノ他ノ利用料ノ額ヲ合算シタル金額ニ応シ割戻ヲ為スコトヲ得

配当及割戻ハ円位未満ノ金額ニ対シテハ之ヲ為ササルモノトス

第三十一条 損失ノ填補ハ先ツ別途積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第五章 組合員ノ権利義務

第三十二条 組合員ハ本組合ニ対シ左ノ権利ヲ有ス

- 一 総会ニ出席シテ其ノ議決権ヲ行使スルコト
- 二 定款ノ定ムル処ニ從ヒ役員ヲ選挙シ又ハ役員ニ選任セラル、コト
- 三 定款ノ定ムル処ニ從ヒ本組合ノ施設ヲ利用スルコト
- 四 組合ノ事務及財産ノ状況ニ付理事ノ説明ヲ求メ又ハ組合ノ書類帳簿ノ閲覧ヲ求ムルコト

五 組合ノ業務ニ関シ意見ヲ述フルコト

六 定款ノ定ムル処ニ從ヒ配当又ハ割戻ヲ受クルコト

七 脱退シタルトキ定款ノ定ムル処ニ從ヒ其ノ持分ノ払戻ヲ受クルコト

八 本組合解散ノ場合ニ於テ残余財産アル時ハ其ノ分配ヲ受クルコト

第三十三条

組合員ハ本組合ニ対シ左ノ義務ヲ負フ

- 一 本組合ノ定款及總會ノ決議ヲ遵守スルコト
- 二 氏名、名称、營業ノ種類又ハ營業所ニ変更ヲ生シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ届出ツルコト
- 三 賦課徴収方法ノ定ムル所ニ從ヒ本組合ノ経費ヲ負担スルコト
- 四 本組合ノ召喚ニ応シ又ハ照會質問ニ対シ回答ヲ為スコト
- 五 新タニ組合ニ加入シタルモノハ加入前ニ生シタル組合ノ債務ニ付テモ亦責任ヲ負フコト
- 六 本組合ノ解散又ハ組合員脱退ノ場合ニ於テ組合財産ヲ以テ組合ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルトキハ出資口數ニ応シ其ノ責任ノ限度ニ於テ払込ヲナスコト

第六章 事業及其ノ執行

第三十四条 本組合ハ其ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ行フ

一 組合員ノ為メ其ノ取扱商品ノ共同仕入及販売ヲ為スコト

二 組合員ノ取扱商品ノ保管運搬ヲ為ス為メ共同設備ヲ設ケ組合員ヲシテ之ヲ利用セシムルコト

三 營業上ノ弊害ヲ予防シ又ハ矯正スル為必要ナル場合ニ於テ營業方法營業時間及販売価格ニ関スル協定ヲナスコト

四 組合員ニ對シ其ノ營業ニ必要ナル資金ノ貸付又ハ組合員ノ貯金ノ受入ヲナスコト

五 組合員ノ營業ニ関スル指導研究調査ヲナスコト

六 以上ニ付随スル一切ノ事業其ノ他組合ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル施設ヲ為スコト

第三十五条 事業ノ執行ニ関スル規定ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十六条 組合員其ノ取扱商品ノ仕入又ハ販売ヲ組合ニ委託セントストキハ其ノ品目數量其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル書面ヲ理事ニ差出スヘシ

理事前項ノ申込ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ諾否ヲ決シ之ヲ其ノ組合員ニ通知スルコトヲ要ス

第三十七条 理事ハ毎年一回組合員ノ委託仕入及販売ノ収支計算ヲナシ之ヲ其ノ組合員ニ通知スルコトヲ要ス

第三十八条 本組合ハ委託仕入及販売ニ對シ組合員ヨリ其代金ノ

二分以内ニ相当スル金額ヲ手数料トシテ徴収スルモノトス

仕入販売代金及手数料ノ授受ハ現品引換トス

但シ特別ノ事理アル場合ニ於テハ一ヶ月ヲ限度トシテ代金ノ徴収ヲ猶予スル事ヲ得

前項但書ノ場合ニ於テ理事必要アリト認ムル時ハ組合員ヲシテ保証人ヲ立テシメ又ハ担保ヲ供セシムル事ヲ得

第三十九条 本組合ニ於テ施設スヘキ共同設備ノ種類左ノ如シ

一 組合員ノ取扱商品ノ保管ニ必要ナル倉庫
二 組合員ノ取扱商品ノ運搬ニ必要ナル自動車並ニ車置場

第四十条 組合員前条ノ設備ヲ利用セントストキハ設備ノ名稱及利用程度ヲ記載シタル申込書ヲ理事ニ提出スヘシ

第四十一条 共同設備利用ノ申込多數アル場合ニ於テハ利用ノ順位又ハ數量申込人ノ利用必要ノ程度等ヲ參酌シ理事之ヲ定ム

第四十二条 本組合ノ共同設備ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ

限り組合員ニアラサルモノヲシテ之ヲ利用セシムルコトヲ得

第四十三条 組合員ハ共同設備ノ利用ニ対シ左ノ標準ニ依リ利用

料ヲ支払フモノトス

米穀肥料海産物ニ対シテハ一ヶ月六十疋ニ付金三銭以

内

呉服太物雜貨ニ対シテハ一ヶ月一立方米ニ付金三十銭

以内

共同設備利用中当該設備ヲ損傷シタル者ハ其ノ修理ニ

要スル実費ヲ弁償スルコトヲ要ス

第四十四条 利用料ハ現払トス 但シ特別ノ場合ハ一ヶ月払トス

弁償金ハ理事カ其ノ請求ヲ為シタル日ヨリ十日以内ニ

之ヲ支払フコトヲ要ス

前二項ノ支払ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ一

万分ノ五ニ相当スル金額ヲ延滞金トシテ徴収ス

第四十五条 第三十四条第三号ノ事業ノ執行ニ関スル規定ハ總會

ニ於テ之ヲ議決シ地方長官ノ認可ヲ受クルモノトス

前条ノ議決ニ付テハ第十三条第二項ノ規定ヲ準用ス

第四十六条 第三十四条第三号ノ事業執行ノ為メ必要アルトキハ

本組合ニ適當ナル機関ヲ設クルコトヲ得

前項ノ機関ノ設置ニ関スル事項ハ前条ノ規定中ニ之ヲ

定ム

第四十七条 本組合ニ信用評定委員十名ヲ置キ總會ニ於テ組合員

中ヨリ之レヲ選任ス

信用評定委員ノ任期ハ一年トス但シ再選ヲ妨ケス

第四十八条 信用評定委員ハ毎年一月及七月定會ヲ開キ各組合員

ノ信用ヲ評定シ信用程度表ヲ作製ス信用程度表ハ理事

之レヲ保管ス

第四十九条 信用評定委員ノ選任及ヒ解任ニ関シテハ役員ノ例ニ

依ル第六十五条ノ規定ハ信用評定委員ニ付テモ之ヲ準

用ス

第五十条 組合員ヨリ貸付ノ請求アリタルトキハ理事ハ信用程

度表及ヒ貸付金ノ用途ヲ調査シ其ノ金額及貸付方法ヲ

定ムルモノトス

第五十一条 理事貸付ヲナスニ付必要アリト認ムルトキハ組合員

ヲシテ保証人ヲ立テシメ又ハ担保ヲ供セシムルコトヲ

得

第五十二条 貸付金ノ弁済期限ハ一年以内ニ於テ之ヲ定ム

第五十三条 理事ハ貸付金使用ノ実況ヲ監査シ貸付ノ目的ニ反ス

ルモノアリト認ムルトキハ期限前雖トモ弁済ヲ為サシ

ムルコトヲ得

第五十四条 貯金ノ受入ハ一回金一円以上トス

第五十五条 貸付金及貯金ノ利率ハ左ノ程度内ニ於テ理事之ヲ定

ム

一 貸付金ニ付テハ年一割以下

二 貯金ニ付テハ年七分以下

第七章 役員及職員

第五十六条 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一 理事七名以内

二 監事三名以内

理事ノ内ヨリ理事長一名 常務理事一名ヲ互選ス

第五十七条 理事及監事ハ總會組ニ於テ合員中ヨリ之ヲ選任スル

モノトス

第五十八条 理事又ハ監事ニ選任セラレタル組合員ハ正当ノ事由

アルニアラサレハ之ヲ辞スルコトヲ得ス

第五十九条 役員組合ニ対シ不正ノ行為アリ又ハ不適任ト認メラ

レタルトキハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

此場合ニ於テハ同時ニ後任者ノ選任ヲナスモノトス

前項ノ解任ノ決議ニ付テハ第十三条第二項ノ規定ヲ準

用ス

第六十条 理事ノ任期ハ三年トシ監事ノ任期ハ二年トス

但シ再選ヲ妨ケス

補欠ニヨリ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ

承継ス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖モ後任者就任スル迄其ノ

職務ヲ行フモノトス

第六十一条 理事又ハ監事ニ欠員ヲ生シタルトキハ通常總會ノ時

期迄猶予スル事能ハサル場合ニ限り臨時總會ヲ召集シ

テ之ヲ補欠スルモノトス

第六十二条 法令又ハ定款ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外組合

ノ業務ハ理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六十三条 理事長ハ組合事務ヲ統轄シ組合ヲ代表ス 理事長事

故アルトキハ理事ノ互選ニ依リ代理者一名ヲ定ム常務

理事ハ理事長ヲ補佐シ組合事務ヲ掌理ス

第六十四条 監事ノ職務左ノ如シ

一 組合ノ財産ノ状況ヲ監査スルコト

二 理事ノ業務執行ノ状況ヲ監査スルコト

三 財産ノ状況又ハ業務ノ執行ニ付不正ノ廉アルコト

ヲ発見シタルトキハ監督官庁ニ報告スルコト

四 前号ノ報告ヲ為ス為メ必要アルトキハ總會ヲ召集

スルコト

五 組合ト理事トノ間ニ於ケル契約又ハ訴訟ニ付組合

ヲ代表スルコト

六 理事長欠ケタルトキ總會ヲ召集スルコト

第六十五条 理事及監事ハ名譽職トス 但シ總會ノ決議ニ依リ報

酬手当又ハ賞与ヲ支給スルコトヲ得

第六十六条 本組合ニ左ノ職員ヲ置ク

書記 五名以内

雇 若干名

書記及雇ハ理事長之ヲ任免ス

書記ハ理事ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第八章 会 議

第六十七条 會議ヲ分チテ總會及理事會トス 總會ハ組合員ヲ以

テ之ヲ組織シ理事會ハ理事ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十八条 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

臨時總會ハ差ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一 理事必要ト認メタルトキ

二 監事カ組合財産ノ状況又ハ業務ノ状況ヲ監査シ不

正ノ廉アルコトヲ発見シ其ノ報告ヲ為ス為ニ必要アル

トキ

三 総組合員ノ五分一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タ

ル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ

テ總會招集ノ請求アリタルトキ

通常總會ハ毎年一回一月ニ之ヲ開ク

第六十九条 總會ニ於テ決議スヘキ事項左ノ如シ

一 定款ノ変更並ニ定款施行ニ関スル規定又ハ変更

二 經費ノ一分ヲ分賦スル場合ニ於ケル其ノ經費ノ収

支予算及分賦収入方法

三 財産目録、貸借対照表、事業報告書及剰余金処分

案ノ承認

四 役員及信用評定委員ノ選任及解任

五 準備金及積立金ノ利用及保管

六 除名

七 解散及合併

八 其ノ他理事長ニ於テ必要ト認メタル事項及法令又

ハ定款ニ依ル其ノ權限ニ属スル事項

第七十条 總會ハ理事長之ヲ招集ス

第七十一条 組合員ハ総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議

ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ

理事ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

理事カ正当ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求アリ

タル後二週間以内ニ總會招集ノ手續ヲ為ササルトキハ

請求者ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

第七十二条 總會ノ招集ハ少クとも五日前ニ會議ノ目的タル事項

及日時場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ各組合員ニ通知ス

第七十三条 總會ハ法令又ハ定款ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ

外総組合員ノ半数以上出席スルニアラサレハ開會スル

事ヲ得ズ 前項ノ場合ニ於ケル議決ハ出席シタル組合

員ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス 可同多數ナルト

キハ議長ノ決スル所ニ依ル 組合員ハ代理人ヲ以テ議

決ヲ行フコトヲ得 此場合ニ於テハ之ヲ出席者ト見做

ス

但シ組合員ニ非ラサレハ代理人タルコトヲ得ス 代

理人ハ代理權ヲ証スル書面ヲ組合ニ差出スヘシ

第七十四条 組合ノ議長ハ理事長之ニ当ル理事長事故アルトキハ

理事ノ互選ニ依ル 監事ノ召集シタル總會ノ議長ハ會

ヲ召集シタル監事之ニ當ル其ノ多數ナル場合ニ於テハ

互選ニ依ル

總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ前項ノ規定ニ拘ハラ

ス出席者ノ互選ニ依リテ議長ヲ定ムルコトヲ得

第七十五条 組合員ハ總會ニ於テ各一箇ノ議決權ヲ有ス 但シ出

資五口以上五口ヲ増ス毎ニ議決權一箇ヲ増加スルコト

第七十六条 組合員ハ五人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得

第七十七条 總會ノ議長ハ決議録ヲ作製シ左ニ掲クル事項ヲ記載

シテ議長及出席者二人以上之ニ記名捺印スヘシ

一 開會ノ日時及場所

二 組合員數及其ノ議決權總數

三 出席者數及其ノ議決權數

四 議事ノ要領

五 議決シタル事項及賛否ノ議決權數

第七十八条 總會ノ議事ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第七十九条 理事会ノ職務權限左ノ如シ

一 組合員ノ加入脱退ノ諾否決定

二 組合ニ対スル異議ノ裁決

三 其ノ他理事長ニ於テ必要ナリト認メタル事項並ニ

定款ノ規定ニ依リ其ノ職務權限ニ屬スル事項

第八十条 理事会ハ理事長之ヲ召集ス 理事定數ノ過半数ノ同

意ヲ以テ之ヲ為ス 理事会ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ

輕微ナルモノニ付テハ理事会ハ書面ニ依リ理事ノ表決

ヲ以テ理事会ノ決議ニ代フルコトヲ得

第九章 會 計

第八十一条 本組合ノ事業及會計年度ハ一ケ年トシ一月一日ニ始

マリ十二月三十一日ニ終ルモノトス

第八十二条 理事長ハ每事業年度ノ終リニ於テ左ニ掲クル書類ヲ

調製シ定期總會ノ會日ヨリ少クトモ一週間前ニ監事ニ

提出シ且ツ之ヲ主ナル事務所ニ備フヘシ

一 財産目録

二 貸借対照表

三 事業報告書

四 剰余金処分案

組合員及組合ノ債権者ハ前項ニ掲ケタル書類ノ閲覧ヲ
求ムルコトヲ得

第八十三条 監事前条第一号ニ掲ケタル書類ヲ受ケタルトキハ遅

滞ナク之ヲ監査シ意見書ヲ付シテ之ヲ理事長ニ送付ス
ヘシ

理事長ハ前条第一号ニ掲ケシ書類及監事ノ意見書ヲ総
会ニ提出シ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第八十四条 本組合ノ一般事務ニ要スル経費ハ利息其ノ他ノ雑収

入ヲ以テ之ニ充テ本組合ノ事業ニ要スル経費ハ手数料
又ハ利用料ヲ以テ之ニ充ツ 但シ第三十四条第三号ノ

事業ニ要スルモノニ限り總會ノ決議ヲ以テ之ヲ組合員
ニ分賦スルコトヲ得

前項但シ書ノ總會ニ於テハ其ノ経費ノ收入予算及分賦
収入方法ヲモ併セテ議決スルモノトス

第八十五条 理事ハ前条ノ規定ニ依リ組合員ニ分賦シタル経費ノ
収支決算報告書ヲ作製シ毎年一月ノ通常總會ニ提出シ

テ其ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要ス

第八十六条 組合員第八十四条第一項ノ規定ニ依ル分賦セラレタ

ル経費ヲ期日迄ニ納付セザルトキハ期日後一日ニ付其
ノ一万分ノ五ニ相当スル金額ヲ延滞金トシテ徴収ス

第八十七条 組合員第三十四条第三号ノ規定ニ依ル協定ニ違反シ

タルトキハ金三十円以下ノ過怠金ヲ徴収ス

第八十八条 違約処分ニ不服アル者ハ処分書ノ送付ヲ受ケタル日
ヨリ二週間以内ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

第八十九条 違約処分ハ理事長之ヲ行ヒ其ノ事実ヲ明記シタル処
分書ヲ作製シテ之ヲ違約者ニ送付ス

第九十条 異議ノ申立アリタルトキハ理事会ニ於テ之ヲ裁決ス
此裁決ニ対シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第九十一条 違約者ハ処分書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内
ニ過怠金ヲ納付スヘシ 但シ異議ノ申立ヲ為シタルト

キハ理事会ノ裁決ノ送付アリタル日ヨリ一週間以内ニ
納付スヘキモノトス

第九十二条 定款ノ変更及解散

長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第九十三条 本組合ノ存続期間ハ滿二十ヶ年トス 但シ左ノ事由
ニ因リテ解散スルコトヲ得

一 総会ノ決議

二 組合ノ合併

三 組合ノ破産

四 解散命令

解散及合併ノ決議ニ付テハ第十三条第二項ノ規定ヲ準用ス

總會ノ議決ニ依ル解散又ハ合併ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルニ非レハ其ノ効力ヲ生セス

第九十四条 本組合解散シタルトキハ理事其ノ清算人トナル但

シ總會ノ決議ニ依リ組合員ヨリ選任スルコトヲ得

第十二章 雑 則

第九十五条 本組合ノ使用スル印章雛形左ノ如シ



〔東郷 酒井順子家文書〕

三九八〔昭和一七年矢吹銀行の合併〕

矢吹銀行の東邦銀行への吸収合併

昭和十七年八月磐東、田村実業および矢吹三行と吸収合併の覚書に調印、同年十一月合併仮契約を締結、翌十八年三月に実行した。これにより植田支店、泉出張所、小野新町支店、矢吹支店、浅川支店が設置された。

〔昭36 刊「東邦銀行二十年史」抜粋〕

三九九〔明治一五年物価〕

〔表紙〕

「明治十五年

金 銭 出 入 帳

午四月大吉日

千鶴万亀

目 出 度 記

正月十二日 夫磯吉殿
一二十四銭六厘 手拭三本紙三状

四月九日 夫同人
一三銭 延一状

二月四日 夫於志けどの
一六銭 延二状 梅宮様へ

五月二十四日 夫喜七殿
一十五銭 延五状

〃 一錢
色紙六狀
〃 十九日
一円二錢
醬油八升

御消防中

六月六日
一〃 二錢
蠟燭二丁

〃 二十三日
一〃 四錢八厘
〃 三丁

七月八日
一〃 三錢
夫おつ免
延一狀

〃 十三日
一〃 十五錢
夫善吉殿
延五狀

〃 〃
一〃 一錢五厘
夫政吉殿
筆一本

〃 〃
一〃 一錢六厘
夫利助
糸一ツ 針二本 水引三本

〃 〃
一〃 三錢
夫嘉右エ門殿
延一狀

〃 〃
一〃 十四日
一〃 十八錢
花 四狀 延六狀
切紙二狀

〃 〃
一〃 一錢五厘
夫貞吉
墨一丁

〃 〃
一〃 二十五日
一〃 二十四錢
夫善吉殿
蠟燭三十丁

〃 〃
一〃 三錢八厘
夫利助殿
醬油二合五勺

〃 〃 十六日
一〃 三錢八厘
夫源三殿
醬油

〃 〃
一〃 三錢
夫善春殿 貞吉殿
延一狀

〃 八十五錢濟
七月十七日調へ

〃 〃 十七日
一〃 九錢六厘
夫
蠟燭六丁

〃 〃 十八日
一〃 十三錢
夫善吉殿
手拭二本

〃 〃 九月十二日夕
一〃 七錢五厘
夫嘉右エ門殿 利助殿
醬油五合

〃 〃 二十日
一〃 八厘
夫貞吉
延紙四

〃 〃 九月二十四日
一〃 一錢八厘
夫
蠟燭一丁

〃 〃 十月十九日
一〃 七錢五厘
夫利助殿
醬油五合

〃 〃 十一月朔日
一〃 十五錢
夫政吉殿
醬油一升

〃 〃 〃 五十五錢二厘
十二月二十一日
一〃 十六錢 祝儀ニ付
夫政吉殿 源三殿
延紙五狀 蠟燭一丁

〃 〃 七十五錢二厘
相濟

酒屋

〃 〃 五月五日
一〃 一錢
夫辰吉殿
丸油一本

〃 一十五銭	夫阿すき	〃 一七銭五厘	夫おなを
〃 七日	夫辰吉殿	七月十一日	醬油五合
〃 二十銭	錢かし	一三銭八厘	夫辰吉
〃 八日	夫おすま	七月十四日	醬油二合五勺
〃 三銭五厘	黒砂糖五十匁	一五十一銭	夫おすき
〃 十日	夫同人	〃 十六日	手拭五本 竿一本 梨三ツ
〃 七銭五厘	醬油五合	一八銭	夫伝吉
〃 二十八日	夫辰吉殿	八月朔日	手拭一本
〃 二十銭五厘	桐下駄一足 小倉緒一足	一銭五厘	夫おなを
〃 三円五銭五厘	内五十七銭酒代引	〃 二十日	蠟燭一丁
〃 六日九日調べ		〃 九日	同人
〃 二円四十八銭五厘取立方		〃 十一銭二厘五毛	蠟燭一丁
五月十四日	夫辰吉殿	〃 十日	夫亀
一三銭	竹皮さうり一足	一十銭	醬油三盃
〃 十五日	夫弥七殿	〃 四日	金米糖
〃 七銭五厘	さうり三足	一四十八銭	下駄一足
〃 十七日	夫辰吉殿	〃 二十五銭	羽織飛ば
〃 三銭	竹皮さうり	十二月二十日	夫奉行人
〃 二銭	夫すま	一七銭五厘	下駄一足ヲ一足
〃 十八日	夫同人		
〃 一銭六厘	蠟燭一丁		
〃 二十三日	夫清吉殿		
一三銭	竹皮草利一足		
七月九日	夫おすき		
一二銭	蠟燭一丁		

(略)

〔新町 佐久間二家文書〕

(一部抜粋)

四〇〇〔大正二年諸物価〕

(表紙)

「大正二年

御 通

佐久間様

記

一月一日 一金一円八十五銭 麩一袋
 一月二日 一金五銭 下駄緒
 一月五日 一金三十銭 炭一俵
 一月十日 一金一円八十五銭 麩一袋
 一月十六日 一金二十五銭 ブド一酒
 一月十九日 一金十五銭 茶一本
 一月八銭 砂糖
 二月二十日 一金四十二銭 酒一升
 二月二十二日 一金四十二銭 酒一升
 二月二十四日 一金四十二銭 酒一升

二月二十五日 一金二十五銭 醬油一升

二月八銭 砂糖百目

二月二十七日 一金十五銭 茶一本

二月二十八日 一金一円三十五銭 酒二升

二月七円六十二銭

二月七日 一金四十二銭 酒一升

二月八日 一金五銭 ホヤ

二月九日 一金三銭 箸

二月九日 一金二円 酒五升

二月十円十二銭

二月十五日内八円受取

差引残二円十二銭

二月十七日 一金十五銭 茶一本

二月十二銭 延紙二帖

二月三十七銭五厘 醬油一升五合

二月十八日 一金十八銭 初雪一斤

二月 一金十銭内金入レ

二月二十三日
一金五十五銭
手拭十本

〃 二十六日
一金一円九十銭
麩一袋

三月二日
一金四十五銭
酒一升

一金十五銭
茶一本

一金八銭
醬油四合

内金一円五十銭入レ

一金一円九十銭
麩一袋

〃 十六日
一金四十五銭
酒一升

三月十四日内一円入レ
一金十五銭
茶一本

三月十八日内二円五十銭入レ
差引×残三円五十七銭五厘

三月十八日
一金一円九十銭
麩一袋

一金三銭
切コブ二ツ

一金二銭五厘
醬油一合

〃 二十一日
一金十銭
玉百日

一金二円三銭
米二斗

〃 七円六十六銭

三月二十二日右正ニ受取候也

三月二十四日
一金一円九十銭
麩一袋

〃 二十五日
一金八銭五厘
黒砂糖百日

〃 二十七日
一金十五銭
茶一本

〃 二十九日
一金十五銭
茶一本

〔新町 佐久間二家文書〕
(二部抜粋)

四〇一〔昭和二年物価〕

(表紙)

「昭和二年二稔与利

四月吉日

万 出 納 日 記

此通帳附込期限 自昭和二年四月吉日

至同年十二月三十日

四月一日

金三円四十銭
仲 西 茶櫃二ヶ代

金十六円五十銭
岩城屋 菓子折五拾ヶ代

金一円十銭
同 黒砂糖一貫目

金四十銭	ミトヤ	茶一本代	金五十銭	同	留四郎
金二十銭	同	燐寸口蠟一ケツ、	金五十銭	同	保太郎
四月二日			金五十銭	同	加平
金四十五銭	岩城屋	金米一斤代	金五十銭	同	万作
金三十二銭	同	初雪二百目代	金三十銭	同	泉川トメ原
金八十銭	小川	黄松川一足代	金五十銭	同	新宅
金二十銭	同	唐林檎十ヶ代	金七十銭	同	薄葉堅佐
金六十銭	同	若さぎ二升代	金一円也	同	星竹次郎
金一円九十銭	岩キ屋	そば粉一斗袋共	金五十銭	同	添田嘉重
金十二銭	教科書代		金二円十七銭		製材代金
金十五円五十銭	入金	桐三本代	金一円也		年賀祝
四月三日			金十四円也		大豆八斗代
金五十銭	水戸屋	小供小使代	金三十六銭	カレ	右代不足
金八十銭	同	ウーメン十巴	金二円七十銭		ふすま一袋代
金一円五十銭	亀屋	太物代	金一円五十銭		妻小使
金九十八銭	同	帽子代	金三十円	小野	肥料約定金
金一円五十銭	小川	生魚代	金一円十八銭	叶屋	馬柵用針金代
金三十四銭	同	削魚二ヶ代	金三十五銭	同	蚕具用蝶番
金三十銭		青奈二十把代	金二十七銭	同	農具用針金
金一円也		豆腐一箱	金五銭		芸人与
金五十銭	入金	関根勇藏	金一円二十五銭		篤志代

金三十五銭	理髮代	金一円也	魯桑四十本代
金二円也	円谷 学生ガパンニケ	金四十銭	入金 篤志受代
金五銭	同 学生用品	金二十銭	観世音酒代
金二十銭	同 靴下代	金十円也	預リ 泉川常五郎肥料代
金一円也	入金 カンシヨ代	金五十七銭	篤志料
金一円也	校長餞別	金一百三十九円	長吉 二等米十俵地弘之値段
金二円十銭	篤志代	金三円三十銭	亀ヤ こんがすり一反
金二円也	篤志代	金八十五銭	同 新もす一反
金二十銭	藤井 檜代	金五十二銭	同 甲斐絹八尺
金三十銭	水戸屋 鼻緒代	金九十四銭	同 毛斯袖口裾マン
金八十五銭	同 麻代	金一円四十銭	同 学帽子ニケ
金五十五銭	亀屋 夏足袋代	金四十銭	同 肥ヒヤク一ケ
金九拾五銭	同 半袖シャツ代	金一円十銭	水戸屋 麦藁帽三ケ
金七十二銭	岩淵 二銭二升香代	金二十八銭	蚕具釘四百目
金三円也	蚕糸一ケ年代	金十一円五十銭	小野 樵十俵
金七円二十銭	無尺掛金	金七円也	同 櫛五俵
金一円三十銭	入金 酒一升代	金十銭	学生小使
金二円十銭	共同貯金	金六十二銭	篤志料
金二円五十銭	入金 篤志受代	金三十五銭	小野 配合五呌料
金一円五十銭	東堂山参拜	金三十五銭	喜之助 配合五呌賦賃
金五十銭	見舞料	金二円也	医薬料

金五錢	芸人与	金五十錢	矢吹白川往復車賃
金五十錢カシ	小野 過燐酸十呎ニ家常五郎江使用ノ	金十四錢	昼食代
	内	金二十錢	小使
金一円十錢	亀ヤ 仕立賃	金三十五錢	理髮代
金八十四錢	同 夏ホーシ	金百円也	渡シ 小野肥料店肥料代ノ内
金九十六錢	同 運動靴三足	金三十錢	入金 さつまいも代
金十七錢	同 靴下止四ヶ	金一円也	七郎遠足小使
金三十九錢	同 靴下三足	金五十錢	ヒロ遠足小使
金十五錢	同 同上大一足	金四円六十錢	電燈二ヶ月分
金八十錢	野木 医薬料	金一円十五錢	巳之次 大豆二十三枚常五郎
金二十二錢	水戸ヤ ローソク一把	金二円也	種付料
	同 マッチ一ヶ	金四十五錢	水戸屋 カツ子帽子
金五十錢	同 大豆十枚喜之助送ル	金三十二錢	岩城屋 初雲二百目
金十錢	花子小使	金四円十四錢	煙草屋 三等塩二呎
金六十八円也	肥料金和三次出	金五十円也	入金 預金引出
金二円也	美作 小使	出金二百七十五円三十八錢	
金三十錢	学生遠足	入金二百八十三円五十錢	
金一円七十錢	七郎遠足	金十二円一錢	前期 村税地租割
金二十五錢	ヒロ遠足	金一円十九錢	入金 個人奨励金
金二十円也	カシ 高橋延一	金二十二円八十七錢	県税地租割
金五十錢	土産代	金十四円	県税地租前期 巳之吉分

金二十七銭 カシ 和三次田租不足分

金八円二十六銭 田租第四期分

金五十銭 学生用硯二ヶ代

金三円五十銭 綿屋 織り代

金五十銭 活版散

金一円十銭 水戸屋 角綱二十枚

金七十五銭 カメヤ 五月節句祝蛭田きみ

金七十五銭 鈴木和三郎

金十円八銭 カシ セル反物代仕立共

金三十銭 ミトヤ 茶一本

金十銭 同 ハミガキ粉

金三十五銭 同 ザル一ヶ隠居分

金三十銭 同 同ザル一ヶ

金八十銭 同 鯨一束

金一円十銭 岩城屋 黒一貫目

金七十銭 同 ザラメ五百目隠居

金二十銭 電燈一ヶ

金二十六銭 叶ヤ 文化車四ヶ

計八八九二銭

(一部抜粋)

〔沢尻 関根寅之助家文書〕

四〇二〔昭和十四年三月公定価格一覽(第四回告示)〕

福島県報号外 昭和十四年二月二十三日(水曜日)

告示

◎福島県告示第百六十四号

昭和十三年七月九日商工省令第五十六号

物品販売価格取締規則第一条ノ規定ニ依リ本県ニ於ケル物品販売
価格ヲ差ノ通指定ス

福島県知事 君島 清吉

一 纖維品

(一) 綿製品

(1) 買上綿製品加工品最高販売価格

製品名	生地	地	銘柄	大キサ	加工品最高 販売価格	備考
作業服上下一揃	天満一	綾	二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百	中	円	特大型、大型、中型、小型ノ値開キ各二〇銭トス
同	同	綾	同	同	同	同
同	同	綾	同	同	同	同

(一) 洋紙最高販売価格(一連未滿ノ端売ニハ本価格ヲ適用セズ)

(1) 印刷紙

種別	単位	元売捌商卸 売買価格 円	最終販売 価格 円
印刷紙上質甲	一封度ニ付	・四八五	・六六五
同 乙	同	・四八〇	・六五九
同 丙	同	・三三八	・三五七
同 A ₁	同	・三三三	・三五三
同 A ₂	同	・三三八	・三五三
同 B ₁	同	・三三三	・三四二
同 B ₂	同	・三三八	・三五三
同 C ₁	同	・三三三	・三五三
同 C ₂	同	・三〇八	・三五〇
同 D	同	・三〇三	・三三五
同 E	同	・二九三	・三二九
同 F	同	・二八三	・三〇八
同 G	同	・二七三	・二九七
同 H	同	・二五五	・二八六
同 A	同	・二五〇	・二八七
同 B	同	・二四三	・二八二
同上	同上	・二四三	・二八二

(2) 模造紙及薄口模造紙

種別	単位	元売捌商卸 売買価格 円	最終販売 価格 円
模造紙	一封度ニ付	・三三八	・三七七
同 B ₁	同	・三三三	・三三三
同 B ₂	同	・三三八	・三三三
薄口模造紙	一連ニ付	・八四〇	・九二〇

備考 印刷紙模造紙ニ付テハ四六判四五封度モノハ一封度ニ付
一銭増シ四六判四五封度未滿四一封度ヲ超ユルモノハ一
銭五厘増シ菊判ハ之レニ準ズ

錢五厘増シ菊判ハ之レニ準ズ

(3) 画学紙

全判モノ 一封度ニ付	・三三〇	・三三八
---------------	------	------

(4) フォールス紙

フォールス紙	一 封 度	・三三七	・三四五
同 B	同	・三三〇	・三三八

(5) アート紙 (両面光沢ノモノ一連ニ付) 片面光沢ノモノハ七厘落

アート紙	並 特	・三三〇	・三三〇
同	同	・二四〇	・二四〇

(6) 包装用紙

包装用紙クラフト両更	一 封 度 二 付	・九二〇	・二〇五
同 クラフト茶小筋入	一 連 二 付	・七八〇	・八四〇
同 サルフアイト小筋入	一 連 二 付	・七五〇	・八〇〇
同本四ロール厚口	同	・五〇〇	・五〇〇
同本四ロール薄口	同	・四九〇	・五〇〇

(7) 更紙

更紙四六判(四七封度)	一 連 二 付	・六〇〇	・六〇〇
同 (四一封度)	同	・五六〇	・六〇〇

同	同	同	同
	菊判 (三封度)		
	(三七封度)		
	(四・五封度)		
		五・三〇〇	五・七〇〇
		四・〇〇〇	四・三〇〇
		三・九〇〇	四・〇〇〇
		三・七〇〇	四・〇〇〇

備考 前記印刷紙模造紙及フールス紙ニ付甲、乙又ハA、B等ト表示シタルハ別表格付表ニ掲グル銘柄ノモノノ品質ニ依リ区分シタルモノトス

和紙最高販売価格

(1) 半紙 (二十枚ヲ一帖百帖ヲ一縮六帖ヲ一九トス)

① パルプ機械半紙

等 級 最終卸売価格 小売価格
(一九ニ付) (一帖ニ付)

一等品 (主トシテパルプノモノ)	一五・三〇	三・〇〇
二等品 (パルプ五割程度ノモノ)	一三・六八	二・五〇
② 改良半紙 (三極ノモノ)		
一等品 (主トシテ三極ノモノ)	六四・三五	一三・〇〇
二等品 (三極五割程度ノモノ)	五二・四七	一一・〇〇
③ 改良半紙 (麻ノモノ)		
一等品 (麻五割程度ノモノ)	三一・〇五	三一・〇〇
二等品 (麻三割程度ノモノ)	二五・三八	二六・〇〇

前記半紙ノ価格ハ其ノ寸法一尺一寸×八寸判ノモノ、其重量一丸ニ付パルプ機械半紙ニアリテハ七貫二百匁、改良半紙ニアリ

テハ四貫五百匁ノモノニ付定メタルモノニシテ寸法ガ右ト同一ニテモ重量ノ異ナルモノ及美濃判等寸法ノ異ルモノニ付テハ右ヲ基準トシテ左ノ通り決定ス

(一) 最終卸売価格

品質ノ同等ナルモノハ夫々ノ重量ニ依リ左ノ一貫目当リノ価格ヲ基準トシテ其ノ価格ヲ算定スルモノトス

パルプ機械半紙 一等品 二・一二五 一貫目ニ付

同 二等品 一・九〇 (同)

改良半紙 (甲) 一等品 一四・三〇 (同)

同 二等品 一一・六六 (同)

同 (乙) 一等品 六・九〇 (同)

同 二等品 五・六四 (同)

(二) 小売価格

種 別 一等品 (一帖ニ付) 二等品 (一帖ニ付)

パルプ機械半紙 (半紙判) 一縮ノ目方一、三〇〇匁以下ノモノ 三・〇〇 二・五〇

同 自一、四〇〇匁ノモノ 四・〇〇 三・五〇

同 自一、七〇〇匁ノモノ 四・五〇 四・〇〇

同 自一、九〇〇匁ノモノ 五・五〇 四・五〇

同 二、〇〇〇匁以上ノモノ 一〇・〇〇 九・〇〇

改良半紙甲 (判紙判) 一縮ノ目方六〇〇匁以下ノモノ 一〇・〇〇 九・〇〇

同自六五〇匁ノモノ 一三・〇
至七五〇匁ノモノ 一・一

同自 八〇〇匁ノモノ 一六・〇
同至一、〇〇〇匁ノモノ 一四・〇

同自、〇五〇匁ノモノ 二〇・〇
同至一、〇五〇匁ノモノ 一七・〇

改良半紙(甲)美濃判一締自方
一、一〇〇匁以下ノモノ 三六・〇
同至一、一五〇匁ノモノ 三〇・〇

同自一、三五〇匁ノモノ 四三・〇
同至一、三五〇匁ノモノ 三六・〇

同自一、七五〇匁ノモノ 五〇・〇
同至一、七五〇匁ノモノ 四二・〇

同自一、〇〇〇匁ノモノ 六五・〇
同至一、〇〇〇匁ノモノ 五五・〇

同二、一〇〇匁以上ノモノ 八〇・〇
同至一、一〇〇匁以上ノモノ 六八・〇

備考 美濃判ハ五十枚ヲ一帖、五十帖ヲ一締、四締ヲ一丸トス

巻障子紙(美濃四十八枚ヲ一本トス)

等 級 最終卸売価格 小売価格
(百本ニ付) (一本ニ付)

手漉一等品(主トシテ楮ノモノ但
シ特殊高級品ヲ除ク) 六七・四一 八五・〇 錢

同二等品(楮五割程度ノモノ) 四三・七二 五五・〇

同三等品(楮三割程度ノモノ) 三二・九三 四一・〇

機械漉一等品(主トシテ麻ノモノ) 三五・五八 四五・〇

同二等品(麻五割程度ノモノ) 二八・六五 三六・〇

同三等品(麻一割程度ノモノ) 一九・七〇 二五・〇

同四等品(主トシテバルブノモノ) 一六・九八 二一・〇

四 機械漉塵紙(二千枚ヲ一締トス)

大判一等品(麻四割程度ノモノ) 二・三四 一四・〇

同二等品(麻二割程度ノモノ) 一・八五 一一・〇

同三等品(麻一割程度ノモノ) 一・六二 一〇・〇

中判一等品(麻四割程度ノモノ) 一・九一 一一・〇

同二等品(麻二割程度ノモノ) 一・三七 八・〇

同三等品(麻一割程度ノモノ) 一・一七 七・〇

同四等品(主トシテ紙屑ノモノ) 九〇 五・〇

小判一等品(ゴロス五割程度ノモノ) 八七 五・〇

同二等品(ゴロス二割五分程度ノモノ) 六七 四・〇

同三等品(主トシテ紙屑ノモノ) 五〇 三・〇

五 トイレットペーパー(二五〇尺ヲ一本トス)

一等品(主トシテバルブノモノ) 一六・〇〇 一八・〇

二等品(主トシテ紙屑ノモノ) 一一・〇〇 一三・〇

(㊦) 下 駄

昭和十三年十二月十二日福島県告示第七九六号

(一) 下駄ノ備考トシテ左ノ項ヲ追加ス

桐製下駄ハ関東地方産ノモノニ付定メタルモノニシテ会津産ノ

モノニ付テハ従来ノ格差ニヨリ決定価格ニ準ズルモノトス

〔本町 熊田俊一家文書〕

四〇三〔明治三年酒造についての白河県定〕

定

一酒造之儀従古来定法も有之候間今般御一新ニ付鑑札御改被 仰
付候条嚴重取触可致事

一免許高之外釀成之義堅く被禁候条方一心得違のもの有之通這致
し候節ハ嚴重之所置可致候間組村肝煎共ニおいて可被吟味事

一凶年ニ者分割減造可申付事

但廻村之上減石高ニ応し入用器械等除き之外可致封印事

一廻村之上酒造高ニ応し六尺桶何本五尺桶何本其外器械可程と相
定致済之上県庁焼印可致事

一新酒出来之上其組肝煎江売出度旨申出同人共より書面ヲ以可届
出事

右之条々堅く可相守もの也

庚午

白河県庁印

〔中畑 岡崎長成家文書〕

内十三石五斗

石川郡矢吹宿

左 市

九石

七郎右エ門

九石

栄三郎

九石

代 吉

十三石五斗

庄右エ門

五十四石

此代金

来未三月御上納

御利足之儀者御定之通り

右者私共農間ニ御追稼罷在候処去已凶作ニ付皆休被 仰出奉畏是

迄揚御渡世罷在候所最早売切家内受ニて空前経済方ニもさし支候

ニ付申上前書之右数ヲ以酒造仕度奉存候ニ付奉願上候者奉恐入候

得共何卒出格之以 御慈談奉願上候御上納之儀者期ニ至リ聊相違

無御座候右奉願上通り御安済被下置候へ者難有仕合奉存候 以上

明治三年九月

石川郡矢吹宿

願主御送人

左 市

七郎右エ門

栄三郎

代 吉

庄右エ門

四〇四〔明治三年酒造米不足ニ付願上〕

乍恐以書付奉願上候

一御払米五十四石 去已御貢税米

〔本町 熊田俊一家文書〕

四〇五〔明治五年四月酒造増石上納金御下戻歎願〕

明治五年申年四月

酒造増石上納金御下戻歎願

第五大区石川郡村々酒造人惣代同郡双里村 丹内吉之助中野村二

瓶市蔵里白石村木田善兵衛岩法寺村大竹多三郎一同奉申上候 私

共儀幕府御支配以來御鑑札頂戴罷在候年々冥加永上納仕酒造相稼

罷在候処御一新度去ル巳年元守山藩於而白河御取締中従前所持罷

在候 御鑑札之通石高増減無之願は造米高十石ニ付 金二両宛新

規增高願之分ハ造米高十石ニ付 金十兩宛御上納被仰付右御免許

之上向後冥加永上納御免仰付右御免許之上向後冥加永上納御免被

仰渡尤造高五十石以上増石不行届ものハ御 可被仰付之趣ニ付府

藩御管轄一般之儀者相心得永世之家業は改精之金子調達仕勿論

自力ニ難相及者ハ生産御役所ヨリ右御鑑札質入いたし拝借金ヲ以

増石並居高御替書相願上納仕則去ル午年中元白河県御管轄之砌

御鑑札御渡相成銘々之相稼罷在候然ル処去ル未年海内一般之御趣

意ヲ以右高増減不抱稼人一個ニ付一ヶ年金五兩宛其地清酒売揚代

金心し冥加永上納并新規願は御鑑札一枚ニ付冥加永金十兩上納之

積被仰渡一同承伏仕候得者前年之御趣意暫時御変革相成驚愕仕悲

歎之余リ近御県御取扱振ニ承知仕候処増石金上納其之御沙汰更無

御座候尤一旦取立ニ御座候 御県も御座候由之処当春中御下戻リ

相成候義も承知仕候右別紙取調奉取上候私共より上納金御下戻之

義白河県御役所歎願仕候得共追而御沙汰可被仰付旨被仰聞承知仕
候得共今以御下知無御座候 難波仕候間何卒寛太之御慈悲ヲ以増
石上納金并冥加永共御下戻被成下置度酒造人一同惣代ヲ以奉願上

候 以上

明治五年申年四月

第五区石川郡外楨村

酒造人 泉 撰右衛門

外三十六人惣代

双里村 丹内 吉之助

中野村 二瓶 常蔵

里白石村 木田 善兵衛

岩法寺村 大竹 多三郎

村役人惣代

高田村長 鈴木 慎之助

山白石村長 松浦 孝右エ門

下泉町村長 鈴木 謙治

磐前県御役所

〔本町 熊田俊一家文書〕

四〇六〔明治四年矢吹町組酒造仲間記録〕

(表紙)

「明治四年十月

清酒造記録

矢吹町組之内

酒造仲間

酒造其外取締并稅則

清濁酒醬油釀造株鑑札渡方并稅則之儀是迄一定之成規無之間々無

鑑札ニ而自釀為致候向ニも有之候趣元來收稅之其事ヲ修治する事

之要費ニ供する之儀ニ付^(イ)爰探稅則及取締方法紛雜いたし候ハ者其

幣害不少儀ニ付今般改而国内齊天規則之通確定相成候条自今以後

無鑑札ニ而釀不相成ハ勿論総而成規ニ遵ひ犯違犯違無之様可致事

辛未七月

今般清濁酒其外銘酒類并醬油釀造御定稅則正ニ御改被 仰出従前

之株鑑札都而廃止いたし更ニ免許鑑札引替可相渡間是迄渡置候鑑

札ハ不殘当末九月限り可差出事

一是迄分ケ株与唱ひ一株ヲ二所或ハ三所へ分候者も有之趣右者自

今禁止之事

一右分ケ株ヲ以釀酒ハ堂シ居候者今般改而相願候ハハ新規鑑札下

渡候事

一向後新規稼致度望之者ハ可願出候事

一右免許鑑札所持之者以來石數之定限無之釀造之手続者其年之造

込凡積石數銘々力応し造主より八月晦日限り申立候ハハ其年柄

勘弁之上釀造石數差定造高免許鑑札相渡候事

但当末年者免許鑑札ヲ以テ造込石數可申出事

一官内若濫造之者有之候ハハ科料申付候事

辛未七月

清酒醬油鑑札收与并收稅方規則

第一則

一新規免許鑑札願受候者ハ為免許料清酒ハ金十兩濁酒ハ金五兩醬

油者金一兩一分宛可相納尤味淋白酒其外銘酒願者清酒之通可為

事

但右鑑札引替之分ハ免許料ニ不及候事

一免許鑑札ハ來申年より毎年八月相改可申万一燒失或ハ盜難等ニ

而失候者有之節ハ実取札手續書ヲ以其段申立受候鑑札相下候事

但燒失ニ而更ニ鑑札相下ケ候得者新規願受候節之免許料之半

高上納可致事

一造高之多少ニ不抱清酒ハ稼人一個ニ付金五兩濁酒ハ金一兩二步

醬油ハ金三分宛当末年ハ九月來申年ヨリ毎年八月鑑札改之節免

許料与して可相納候事

但味淋白酒其外銘酒願ハ清酒之通堂るへき事

第四則

一造方休業いたし候者は当末ハ九月来申年より毎年八月鑑札之改

是ハ明治四年十月ニ至リ新規鑑
札願出雛形米高百五十石ニ候

ヲ受可申其節御定則之免許料可相納事

一清酒者造高致与して庁より巡見造高相致候事

一休業いたし候者免許鑑札返納相願候得ハ免許税も不及候事

但醬油之儀ハ五十石以上より出役之上改候事

第二則

一免許鑑札売買致度者ハ当人并双方村町役人連印ヲ以願出不相

一漬酒者時々醸造可致候ニ付造込之都度醸造人之於村町役人共ニ
致見分綿密ニ相改メ造高免許鑑札之數不過操可取締事

無之候者及免許候事

第五則

一右鑑札売買之節証印税与して売代金高百分之二但十兩ニ付永二

一清酒并銘酒味淋白酒等生酒代金者五分

百文相納可申事

但金百兩ニ付五兩其所前年者酒価平均を以為醸造税毎年八月

第三則

一毎年八月免許鑑札改之節其年之造高申立造高免許之鑑札各相願

一濁酒者右同断之三分但金百兩ニ付三兩

事

前同断之振合ヲ以可相納事

但当年ハ免許鑑札引替ニ付従前之株鑑札ヲ以可申立来申年

一醬油ハ前同断之五但金百兩ニ付二分

以来者今年渡置候

前同断振合ヲ以可相納事

造高免許鑑江其年之造高ヲ別紙雛形之通ニ認可差出事

第六則

一附リ昨年之造高免許鑑札焼失之節ハ別段書面ヲ以可願出事

一免許鑑札無之自己之利益を計商売之為密醸いたし候者ハ於相願
者都而其品取上清酒醬油共造高ニ応シ科料申付候事

当千支年

其年造高願振雛形

造高何千何百何十石

白河県支配所何国何郡何村

用紙ハ程村六ツ切之事

右御免許鑑札奉願候

何 某

一過造致候者ハ其過造之分を取上清酒銘酒類并造高之割合ヲ以科

兼而相渡置候免許鑑札義も取上且為科料清酒銘酒類并濁酒醬油
共造高之割合ヲ以取立候事

料申付候事

第七則

一右様取締相立候ニ付而者向後税則ニ背き候取計有之者ハ都而定則之料可申付若又村町役人之頼ニ而寄不正筋取計候就亦ハ不正筋ト乍致見通ニ候事共有之おゐてハ相当之答申付候事
一稼人共不正筋有之候を見付訴出候者其品ニ縫ひ相当之賞誉可有事

右之通規則相定候間堅可相守事

辛未七月

是

岩淵兵右衛門譲受ノ儀株百三十六石廃シ明治四年七月中切リ上ノ写

右御鑑札写

磐城国石川郡矢吹村
左 市
酒造米高百石
但元米掛米税共
慶応四辰年

カケニ

白河 県圖

右御鑑札写

磐城国石川郡笠石村
喜七郎
酒造米高九十八石八斗
但元米掛米糶共
慶応四辰年

カケニ

白河 県圖

白川県支配

磐城国石川郡
矢吹村
造高百五十石 大野左市
右御免許鑑札奉願上候

如此ニ認メ右鑑札江張懸上ル

白川県支配

磐城国石川郡
笠石村
造高九十八石 小貫祐四郎
右御免許鑑札奉願上候

如此認右御鑑札張懸上ル

右御鑑札写

磐城国石川郡矢吹村 代 吉 酒造米高百三十六石 但元米掛米糶共 慶応四辰年

カケニ

白河 県圍

右御鑑札写

磐城国石川郡矢吹村 七郎右衛門 酒造米高二百三十三石五斗九升 但元米掛米糶共 慶応四辰年
--

カケニ

白河 県圍

如此認右御鑑札張懸上ル

白川県支配 磐城国石川郡 矢吹村 造高百五十石 大木代吉 右御免許鑑札奉願上候

右御鑑札写

白川県支配 磐城国石川郡 矢吹村 造高百石 佐久間七郎右二門 右御免許鑑札奉願上候

如此認右御鑑札張懸上ル

磐城国石川郡矢吹村 英三郎 酒造米高七十七石 但元米掛米糶共 慶応四辰年
--

カケニ

白河 県圍

白川県支配 磐城国石川郡 矢吹村 造高七十石 佐久間英三郎 右御免許鑑札奉願上候
--

如此認右御鑑札張懸上ル

右鑑札

樂城国石川郡中畑村
三之助
酒造米高百石
但元米掛米糶共
慶応四辰年

カケニ

白河 県 圍

右鑑札

磬城国石川郡中畑村
金 八
酒造米高五十石
但元米掛米稅共
慶応四辰年

カケニ

白河 県 圍

白河県支配
磬城国石川郡
中畑村
造高五十石 岡崎五郎兵衛
右御免許鑑札奉願上候

如此認右御鑑札張かけ上ル

磬城国石川郡矢吹村
兵右衛門
酒造米高百石
但元米掛米糶共
慶応四辰年

白河県支配
磬城国石川郡
矢吹村
造高八石 緑川兵右エ門
右御免許鑑札奉願上候

如此認右御鑑札張かけ上ル

一酒造米高二百三十五斗九升

此御鑑札一枚

一酒造米高百石

磬城国石川郡矢吹村

七郎右エ門

此御鑑札一枚

同 国同 郡矢吹村 兵右衛門

右者今般酒造之儀受御改正被仰出承知奉畏候依之前書御鑑札奉上
納候 以上

一酒造米高百石

此御鑑札一枚

同 国同 郡矢吹村 左 市

明治四年末十月

矢吹組

酒造肝煎 小 針 慎 平

一酒造米高百三十六石

此御鑑札一枚

同 国同 郡矢吹村 代 吉

白河県勸業御役所

証

石川郡矢吹村 七郎右衛門

一酒造米高七十石

此御鑑札一枚

同 国同 郡矢吹村 英 三 郎

一酒造石鎖札一枚

右受取候追而改鑑札此手形引替相渡者也

明治四年末十月十三日 勸業届印

十月二十一日 夫庄七殿へ相渡候事

石川郡矢吹村 代 吉

一酒造米高五十石

此御鑑札一枚

同 国同 郡中畑村 金八改 五郎兵衛

一右文言同断

十月二十一日 夕相渡候

一酒造米高百石

此御鑑札一枚

同 国同 郡中畑村 三之助

酒造御鑑札書替ニ付仲間集会并惣代

割合

一酒造米高九十八石八斗

此御鑑札一枚

同 国同 郡笠石村 喜七郎改 林 四郎

一金一兩也 集会入用 新みとや江松分

一金一分也 右茶料 同家江松分

一金二兩一分 惣代入用

合 八枚

二朱也 諸掛りとも

大引替分
小引替分

一金一分也 勘定入用 中みとや払分

一金一両也 肝煎所へ年頭

一金二朱也 佐久間へ払分

金五兩也

此割

金二分也 蛭田氏 大野引替

金二分也 岡崎氏 右同断

金二分也 井上氏

金二分也 佐久間氏

内金二朱也 右渡候事引

金一兩二朱也 新みとや江差向候筈

金二分也 佐藤氏

内金一分也 小針氏年頭之節出ス

残テ金一分也 新みとや江差向候筈

金二分也 大木氏

内金一分也 小針氏年頭之節さし出ス引

金一分 勘定入用引替分引

差引分

金二分也 緑川氏 二分

右より

金一兩一分也 集会入用 払あり

同金三分也

右より

金一分也 佐藤氏より廻ス筈

金一分二朱也 佐久間氏より廻ス筈

大野より廻ス筈

差引

金二分也

此分相済小針氏年頭之節 大埜

不残出ス

金二分也

右江

金二兩一分二朱也 小引替分なり

さし引

金一兩三分二朱也 中畑村兩人

井上□□□

大野□□□

同

金二朱過成

此分新みとや

勘定江廻ス管

中三月二十一日 惣勘定可候事

集会宿 大木氏

四月六日 一貫四百五文 須賀川集会入用

同 一貫四百文 同断 二口とも蛭田氏引替

四月六日 一金二分也 小ヾ大ヾ 出勤

一貫二百文 歎願入用

四月日 一二貫五百文 石川道中小遣縁屋蛭田中昼

同 一二貫文 棚倉表江飛脚饑大の引替

四月中 一金二分三百文 惣代五人出頭之節二両預金出し外大の引替分

一 甲八月中 佐久間石川集会出頭入用有之

以書付御届申上候

一 清 錢

石川郡矢吹宿

辛九月中 酒一升代 五百五十文

同十月 酒一升代 五百文

同十一月 酒一升代 四百五十文

同十二月 酒一升代 四百五十文

壬甲正月 酒一升代 四百文

同 二月 酒一升代 四百文

右之通酒相庭取調書上候依相違無御座候 以上

甲七月

奉指上一札之事

一造高百五十石 但去未年御願造高分

内四十五石二斗六合五勺 但不造分

右ハ追々不景氣ニ付仕入金差支不造仕候

百四石七斗九升三合五勺 但造高一石ニ付生酒八斗之割ヲ以如

此

此生 八十三石八斗三升四合八勺

但去暮より当二月迄追々仕入仕候分

造高二十八石四斗三合五勺 去未十月九日より壬申六月二十九日迄売出分如此

此生 二十二石四斗三升四合八勺

残

造高七十六石七斗五升 右者此度御改高分

右之通相違無御座候 以上

明治五壬甲年六月二十九日

第五大区十四小区

大久保 良 近殿

石川郡矢吹村 大野 太市

乍恐以書付奉願上候

第五大区十四小区

石川郡矢吹村

酒造人 緑川 兵右衛門

一酒造御免許四十石

右御免許奉願上候通醸仕候

同 大木 代吉

一酒造御免許百五十石

右御免許奉願上候得共正醸高

百五十石四斗二升 減四十四石五斗八升

同 佐久間七郎右衛門

一酒造御免許百石

右御免許奉願上候得共正醸高

三十二石 減六十八石

同 佐久間 莫三郎

一酒造御免許七十石

右御免許奉願上候得共正醸高

五十二石八斗 減十七石二斗

一酒造御免許百五十石

右御免許奉願上候得共正醸高

百四十七斗九升三合五勺 減四十五石二斗六合五勺

同 大野 太市

右之者共儀去暮末旧白河県江前許之通造高米仕入方奉願上候依早速御聞濟相成夫より当二月中迄精々仕候得共追々不景氣旁米買入等差支右願上候石數丈買入ニ不相成依而当三月中酒造肝煎方江出願仕候依免許高之内減酒造之儀不相成旨嚴重被 仰聞候趣承知仕候若不抛次第故其儘相過候儀追々農繁之時節相成候ニ付右願高之内不造相成候段申上尚仕入 等奉入御覚候儀委細書付ヲ以願出候様被仰聞候間奉願上候何卒此段御聞濟被成下置右不造之分御冥加永御免被仰付度偏奉願上候右願之通仰付候ハハ難有仕合奉存候以上

甲六月 酒造御改として御出張御役人様へ差上候事

〔本町 大木代吉家文書〕

四〇七〔明治九年九月酒類醸造税の達〕

酒類醸造税之義左ノ平均相庭ヲ以賦課相定不日上納申達候条此旨可相心得候

一清酒一石ニ付四円九十二錢七厘一毛三糸

一焼酎一石ニ付八円五十八錢三厘三毛三糸

右之通營業人共へ早々可相達候也

九年九月八日

第九区会所附

中野目村用掛中

〔中野目 円谷善人家文書「第九区会所通達綴」抜粋〕

四〇八〔明治三十三年度矢吹製糸合資会社損益勘定表〕

明治三十三年度自三十三年三月
至三十四年三月損益勘定表

益之部

種 目	金 額
製糸売却代金	一四、六六・二〇〇
玉屑繭売却代金	一、三一・六九五
安田銀行ヨリ返利	二・二六〇
預ケ金利息	六・九〇〇
雑収	一八・二〇四
三十二年度浜口銭割戻金	二六・八二〇
三十三年度浜及真製社口銭割戻金	三四・八九〇
真製社ヨリ返利	三・〇三三
計	一六、二六・八六一

損之部

種 目	金 額
生繭買入代金	一五、七三・二六六
繭撰賃金	八二・三三三
繭糸賃金	一、四〇二・〇八四
真製社出荷及売却費	九八・〇七三
業務担当員三十二年報酬及役員給	四三・三五〇
諸給	五八・八五
營業税及所得税	一四七・〇一一
變更登記用印紙代	六・八五〇
營業用印紙及郵税	一〇・三三〇
出繭賠償未収入欠損金	・一三三
金利息	六八五・六一
借地料及底当報酬	一、〇四八
工女賞与及贈与費	一五・五五
營業費	五八・二八
筆墨紙料	一七・三九
運賃	九八・五〇
雇人給	三四・九六六
薪炭料	七九・三三
雜費	四〇・〇〇三
會計費	三・五五
計	一九、七〇六・三三六
差引損失	三、五七・四四五

同年三月 現在貸借対照表

負債義務ニ属スル部		資産権利ニ属スル部	
種目	金額	種目	金額
社員出資金	六、〇〇〇・〇〇〇	土地	五、〇〇〇
借入金	一、九二五・三六五	家屋	二、三六六・四四七
計	七、九二五・三六五	什器	八三三・一〇〇
		川崎製糸会社出資金	五六・七三五
		借地敷金	一〇〇・〇〇〇
		前々年度損失金	一〇・〇〇〇
		本年度損失金	三、三六九・五九六
		計	七、九二五・三六五

同年度事業成績一覽
事業日数

自六月二十一日 至十一月二十七日 百六十日

生繭九千三百十反六歩

代金一万五千二百七十二円二十八銭六厘一毛 平均一、六四二

内 訳

春繭六千六百二反二歩

同一万一千八百六十七円五十二銭七厘

二度銅繭七百五十五反八歩

同九百七十二円七十九銭

同一、二八六

后夏繭千九百五十二反六歩

同二千四百三十一円九十六銭九厘

玉屑繭千三百三十七反

同 一、二四六

売却代金千三百三十一円六十九銭五厘 同 一、九九六

絹繭七千九百七十三反六歩 糸量三百四貫十二匁 三十三捆七分

同二百三十六反六歩 代金四百十三円五十七銭七厘 一捆原料

同絹繭一拵平均糸量 七匁六分 目取二十一匁

売上代金一捆平均 金四百三十四円三十銭

内 訳

一捆ニ対スル製造費及売却入費 金百二十四円二十二銭八厘

同四十一円六十銭五厘 繭撰賃

同二十八円四十二銭九厘 挽賃

同五円八銭二厘 役員給料

同四円三十六銭二厘 營業稅及所得稅

同二十円三十四銭六厘 金利

同十円十一銭八厘 雇人給料

同二円三十五銭二厘 薪炭費

同一円七十四銭六厘 諸給料

同七円六十六銭三厘 底当報酬借地料変更登記其他諸費

雇人惣延数 千五百六十四人 内男五百五十人 女千十一人

雇 人 一日平均數九人八分 内男三人五分 女六人八分

雇 男 日給一日平均 金二十六錢三厘

工 女 日給一日平均 同十三錢六厘

賃挽工女惣數 三百十四人

出繭惣口數 二千五百二十六

口工女一人ニ付平均八口ハ四四

当会社第四回決算前書之通相違無之候也

明治三十四年五月十三日

矢吹製糸合資会社

社 長 仲 西 力 藏

専務取締役 横 川 栄 二

専務取締役 藤 田 熊 五 郎

〔中畑 岡崎長成家文書〕

四〇九〔明治三十五年石綿焼製造品解説書〕

(表紙)

「 明治三十五年十二月十二日

石綿焼製造品解説書

製 造 品

解説書

五部	二十二類	番号	品 名	出 品 人
			新案石綿焼抹茶碗	福島県磐城国
				三神村職業
				藤 井 金 次

製造地 福島県磐城国西白河郡三神村

原 料 福島県東白川郡石川郡産石綿

製造用品 手捻製ナルヲ以テ器械ヲ用セス

製造方法 石綿ヲ細末ニシテ諸品ヲ調合シテ手捻焼キ揚ケタルモノ自己ノ考案

効 用 本器ハ使用スルニ從ヒ光沢ヲ増シ茶器類ハ茶渋ヲ加ヘ一種特別ノ色沢ヲ着シ尤モ茶人ニ適ス茶釜ノ如キハ湯ノ味ヒラ能クン茶ニ適ス

凡テ本器ハ堅固ナルコト普通陶器ノ類ニアラス

沿 革 明治十九年ヨリ創業經過十七ヶ年間に販売ハ五ヶ年以前十ヶ年ハ考案年期

前十ヶ年ハ考案年期

製造品ノ数量價格及其販路茶碗類ハ一千五百個急須湯冷各二百個湯沸類一百個盆及台類二百個パイプ一千五百個ヒノシ三百個其他雜器五百個 計四千三百個價格參百八十五円

販 路 東京横浜青森宮城栃木岐阜長野茨城盛岡其他地方

褒賞 明治二十七年六月日本美術協会へ出品謝状ヲ受ケタリ

明治三十三年五月皇太子殿下御献納御挨拶状下賜サレタリ

審査請求主眼

第五回内 勲業博覧会

〔神田 藤井収家文書〕

四一〇〔神田村石綿焼〕

石綿 焼

本製品は石綿及粘土を以て坯土となし、最も低火度に於て焼成せる粗陶器にして其産地に二あり、一は石川郡沢田村字沢井にして、他は西白河郡三神村字神田なり、前者は嘗て大沼郡本郷町にありし、岩田新吾氏の当地に居住し明治三十九年来製造せるものにして茶器、文房具類等を産す、原料は沢田村産石綿及同地産暗褐色の粘土を等分配合し、指頭を以て成形し轆轤を用ゆることなし、焼窯としては直径二尺、高さ一尺五寸の綿窯を用ひ炭火を以て焼成す。

他は藤井金次氏の明治二十三年に創始せるものにして、石川郡沢田村或は東白川郡宮本産の石綿と西白河郡西郷村産の黄褐色粘土とを等分調合し坯土となす、製法は沢井産と同一なれ共之に比し小規模なり、製品は茶器、湯呑等に過ぎず。

本製品は一地方の名物たるに過ぎず、一部人士の好奇心によりて多少の需要あれども、未だ陶器としての価値を發揮せるものにあらず、進で轆轤、レトルト、坩堝等の耐火用製品を製し、工業的に産するに至らば優に需用を拡張するを得べき也。

〔県立図書館明45・6刊「福島県の窯業」技粋〕

7 交通・通信

四一一〔明治元年川原田河岸・明岡河岸請負請書〕

乍恐以書付御請奉申上候

奥州阿武隈川通船之儀福嶋より川上白川迄其処二十里之間通船無之陸路量ニ而万民誠之外難渋仕候ニ付同川御取開ニ相成候得は奥羽は不及申常州関東迄之弁利筋一方不成儀ニ付弘化年中より御取開奉願上候処白川郡河原田村より田村郡鬼生田村迄十二里余之場所安政三卯年御開濟之上御免被仰付河岸并船冥加永等新規之事故追々増上納可仕筋ニ而少々宛相納申候数年新規之願望漸く相統被在候処今般、御一新ニ付右通船御取開ニ相成候ハバ莫大成万民助力ニ付悲歎之余リ

太政官會計局太田衛太郎様江奉願上候処出格之思召を以同川筋福嶋迄通船 御免被仰付冥加至極難有仕合ニ奉存候然上は以来御用向は勿論川筋不取締無之様